



# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.102

発行：東濃西部広域行政事務組合

## クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度に関する相談は、窓口にとてもよく寄せられます。「一定期間内であれば無条件で契約解除をすることができる」という内容をご存じの方も多いと思いますが、クーリング・オフをするには対象取引に条件があります。対象取引は、法律などで決められており、訪問販売や電話勧誘販売は対象取引です。通信販売は対象取引ではありません。【事例】一週間前、夫がお店(店舗)に出向き補聴器を購入したが、家で使ってみたら聞こえづらいという。調整しても改善しないのでクーリング・オフしたい。この事例のようにお店(店舗)で購入した商品は、対象取引ではないのでクーリング・オフできません。クーリング・オフ制度についてよくわからない、できるかどうか知りたい場合は、お気軽に消費生活相談にご相談ください。契約状況の内容によっては、取り消しできる場合もありますので、まずはご相談を。



こんな相談ありました



冷蔵庫をクレジットカードの一括払いで購入した。翌月の支払い時、請求額が少なかったので明細を確認すると、冷蔵庫の代金が勝手にリボ払いになっていた。

クレジットカードには、高額利用した場合、支払い方法を自動でリボ払いに変更する機能がついているカードがあります。このような機能はカード申し込み時に設定することが多く、事例の場合、クレジットカード作成後、長期間高額利用をしたことがなく、申し込み時にリボ払い自動設定にしていたことを忘れてしまっていたと考えられます。自分の契約の確認をする習慣をつけましょう。

## 3月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	23件
訪問販売	9件
通信販売	35件
連鎖販売	7件
電話勧誘	11件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	16件
訪問購入	0件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日

多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日

瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日

土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業